

防災・危機管理センター（仮称）基本計画検討委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 本県において大規模災害や危機管理事案が発生した場合に迅速に初動体制を構築できるよう、専用の災害対策本部室や各機関が活動する施設等を備えた防災拠点庁舎の整備を検討するため、防災・危機管理センター（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、防災・危機管理センター（仮称）の設置場所、県庁舎周辺の景観、基本的な考え方や機能、施設規模などの基本計画について検討する。

（組織）

第3条 委員会は、学識経験者及び防災関係機関職員等のうちから、知事が委嘱する。
2 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

（委員会）

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の中から知事が指名する。
2 委員長は、会議を進行する。

（会議）

第5条 委員会は、知事が招集する。
2 知事が必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第6条 委員会の下に防災・危機管理センター（仮称）の具体的な機能について検討するため、幹事会を置き、幹事長及び幹事をもって組織する。
2 幹事長は、富山県危機管理監をもって充てる。
3 幹事会は、幹事長が招集し、会議を進行する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、総合政策局防災・危機管理課で処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月14日から施行する。